

昭和38年度

同和地区実態調査報告書

〔福岡県福岡市西脇地区〕

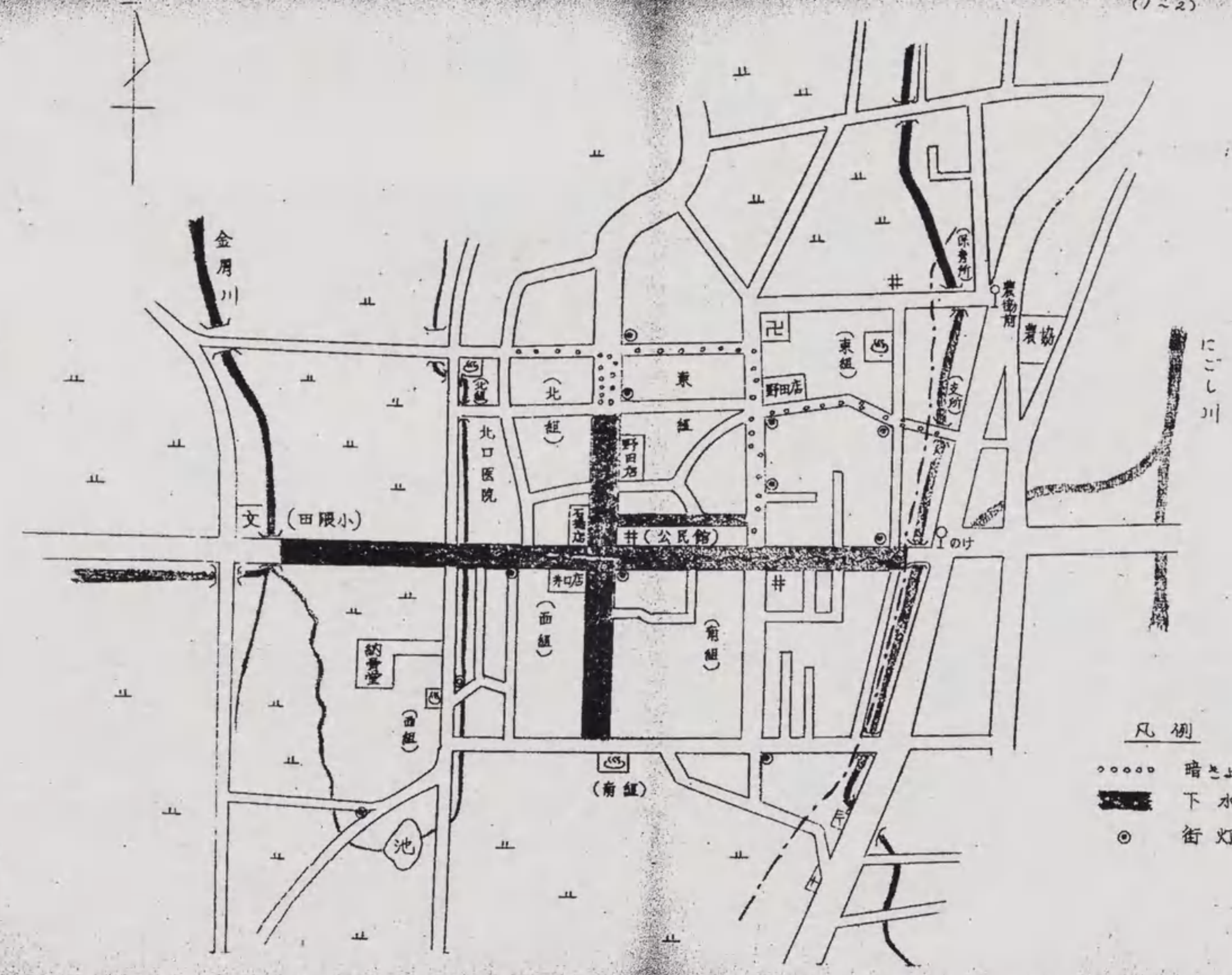
同和対策審議会

目次

1 西陽地区の送定理由と調査過程	3
(1) 送定の理由	3
(2) 調査の過程	3
2 地区の概況	4
3 人口の状況	5
(1) 地区の人口	5
(2) 人口の構成	6
4 家族と婚姻	7
(1) 家族の類型	7
(2) 初婚年齢と再婚	8
(3) 出生地と移動	8
(4) 定着性	9
5 職業と産業	10
(1) 職業の種類	10
(2) 職取と送取	12
(3) 副業と出稼	13
(4) 職業の態度	14
(5) 収入と支出	15
(6) 土地利用と農産物	17
6 生活の環境	17

(1) 建坪と住宅構造	17
(2) 家賃と地代	20
(3) 住宅設備の状況	20
(4) 光熱利用と電灯	20
7. 生活水準	21
(1) 収入とその形態	21
(2) エンゲル係数と耐久消費財	24
(3) マスコミとの関係	26
(4) 生活保護	26
8. 教育状況	27
(1) 学校教育の概況	27
(2) 家庭の教育に対する態度	28
9. 生活福祉	31
(1) 公的扶助	31
(2) 心身状況	31
(3) 社会保険への加入	32
(4) 地域福祉活動	34
(5) 公的福祉施設	34
10. 住民意識	35
(1) 定着性と定着意識	35
11. 部落問題意識	38
(1) 人権意識	38
(2) 差別意識	39

(2) 地区外の問題意識	40
12. 同和行政	44
(1) 概観	44
(2) 環遊施設	44
(3) 行政への要望	44
13. 調査を控えて	45
(1) 懸けさのなかの矛盾	46
(2) 夕すぎるか生活欲求	46
(3) 国からの援助	47
(4) 合しさの差別	48
(5) ニつのグループ	48
(6) 解放への途	49



凡例

- 暗きよ
- 下水
- ◎ 街灯

福岡市西脇地区調査報告書

1. 西脇地区の選定理由と調査過程

(1) 選定の理由

西脇地区が精密調査の対象として選ばれたのは、その地区が市街地と農村地区との接触地帯として代表的であること、さらに地区の事情に精通している調査担当者をえられたことによるもので、おそらく今回の調査のうちで関係の官公署の手をわずらわさないで、自主的に行われたのはこの地区をもって随一とするといってもよい。

(2) 調査の過程

調査を実際に主宰したのは、福岡市立福岡商業高等学校の林力先生である。同氏は、この調査を担当するに当って、「県がこの調査を中央にとりつぐというだけでなく、福岡県政の中に積極的に、前向きな姿勢で部落の解放についての施策を明らかにすること。」等の条件を示し、県当局の理解をえて、実施したものである。したがって調査の基礎資料および一紙の集計等は、すべて同氏の協力で作成されたが、最後の集計表、記述等は報告者によってなされたものである。

調査対象は、西脇地区350戸と、その周辺一般地区50戸、計400戸で、調査に参加したのは九州大学、福岡女子大学の学

生ノの数名で、これらの人々は九大セツルメントのグループで、福岡市内の堅粕地区で子供会活動などをやっており、同和問題については、単なる興味以上に真面目な関心をもっているものである。

2. 地区の概況

西脇地区は福岡市内とはいえ周辺の農村地帯と違ってよい。地区の概況は、調査に参加した、九大理学部の学生の手記によって知ることができる。

「一般に日本の農業は小農経営で、農家一戸当りの耕作面積は少ないのであるが、平地における農家では、農業だけで生計を立てている家も数多い。しかし条件もよいと思われるこの地区で、乃至3反の農家が多いということは他の地区との違いをはっきり感じさせる。そのうえ、どの家もすべての農作業を自分の家でやってしまうという所は一軒もない。田植、収穫は勿論、田の土おこし、耕しまで他人に頼む。それも全くの他人まかせで、「一反いくら」という形で頼むのである。農地が少なく収入が低いという、そんなに他人に頼めばますます収入は減るだろうが、逆にいえば、収入が少なくて農業機械を購入できないのである。

ただそこで一つの疑問に思ったのは、これらの収穫、耕作という仕事を請負ってやるという農家はどこにあるだろうかということだ。ぼくが調査で訪れた農家で、最大の耕作面積を所有している所が、約9反程でそこさえ蓄力しか使っておらず、他の家の耕

作を受け合ってもいなかった。結局、耕うん機等の農業機械を所有して、西脇地区の収穫、耕作等の仕事を一手に引きうけているのは、周囲の地区の家々なのだろうか。

このように2、3反の土地しか持たないので、西脇の人たちは必然的に日雇等の雑業に生活の資源を求めてゆかねばならない。農業を他人に頼まねばならない家が多いため、収入の額からいえば、日雇が主業で農業が副業と見なすべきだと思つた家も多い。竹の曲りを直して物ほし竿を作り、町へ売りに出て何がしかの収入を得る人、他家の雑業の手伝いにゆき、日給をもらう人等々と雑業の種類は多い。ただ、この地区では副業としての収入源は、花販売、植木販売、土工が一番多いのではないかと思う。これらの日雇収入が一定していなく、かつ低いのはいうまでもない。西脇の人たちは特別にみんなが日雇を望んでおられるわけでもないだろうが、現実にはこの様な仕事しかないであろう。」

3. 人口の状況

(1) 地区の人口

調査の実際対象になつたのは345世帯、人口は1,761人で、男893人、女868人で、混住率は極めて低く、1761人中一般人口はわずかに11人であるから99.4%までが部落人口である。過去15年間の推移によると、人口は漸増している。すなわち昭和30年には男1,022人、女982人となつている。その後分村によって若干減少したが全体としては増加

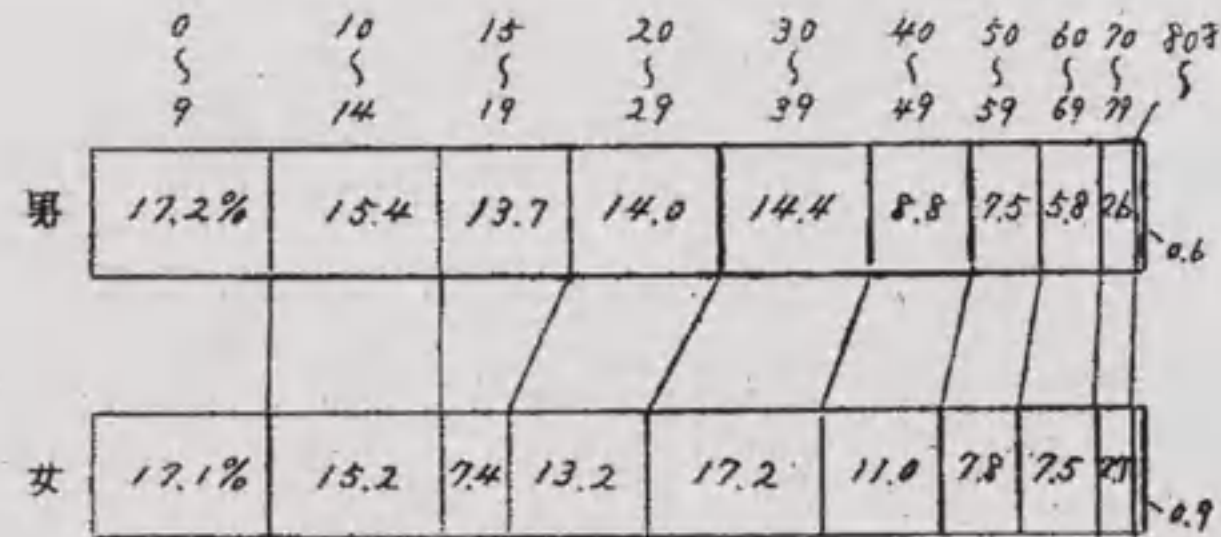
の傾向が強い。増加人口の内容は、多くは自然増であるが、転出するものは青年層の就職によるもの、転入するのは炭坑離職者による帰京が主である。

(2) 人口の構成

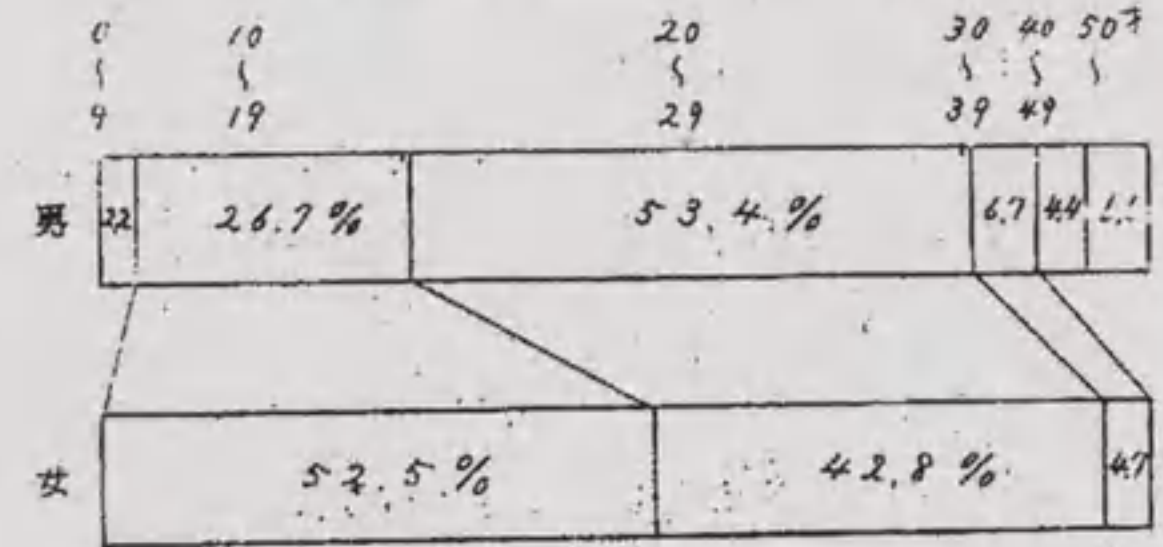
人口は同居一世帯当り4.8人で、一般世帯に比較して若干大きい。それを年齢別にみると、次の図のように男女を通じて(0~9)才が多く17.0%以上であるが、男にくらべて、女の(15~19)才が少なく、反対に(30~39)才の女が多いこと、他出した人口については、女が(10~19)才に多く、男は(20~29)才に多くなっている。つまり女性は19才以下で他に出ることの多いのを示している。

図1

(1) 性別年齢別人口構成(同居)



(2) 性別・年齢別人口構成(他出)



4. 家族と婚姻

(1) 家族の類型

家族の類型では、通称核心家族といわれる(世帯主と配偶者と子供)がいちばん多く47.6%、次は大家族(世帯主、配偶者+子供+直系、傍系親族)の10.7%、同じく(世帯主、配偶者+子供+直系親族)の13.4%などで、比較的大家族が多い。

表1 家族類型

	実数	比率
単独	16	5.3
核心家族	142	47.6
大家族	40	12.7
大家族	8	2.5
大家族	32	10.4
大家族	23	7.3
欠損家族	11	3.4
欠損家族	7	2.3
欠損家族	5	1.7
計	298	100.0

(2) 初婚年齢と通籍

初婚年齢は、世帯主については、(20~24)才の47.9%が多く、配偶者については、やはり(20~24)才の55.0%に次いで、19才以下の27.3%が多く、比較的早婚といえる

通籍は極めて限定されており、世帯主と配偶者だけの関係にとってみると、90%までが同和地区出身者、とくに調査地区内出身者同志の婚姻が多くなっている。

表2 通籍について

世帯主 \ 配偶者		同和地区出身者		同和地区外 の出身者	配偶者 なし
		調査地区 出身者	その他のもの		
同和地区 出身者	調査地区 出身者	142 (88.7)	48 (90.6)	18 (78.3)	48 (77.4)
	その他のもの	16 (10.0)	4 (7.5)	1 (4.3)	8 (13.0)
同和地区 外出身者		2 (1.3)	1 (1.9)	4 (17.4)	6 (9.6)
計		160 100.	53 (100.0)	23 (100.0)	62 (100.0)

(3) 出生地と移動

次に世帯主・配偶者その他の家族員の出生地別をみると、ほとんど同一の地区に定着していることがわかる。すなわち、世帯主が同一の地区であるもの、88.2%、他の同和地区から来たものは9.2%、一般地区からはわずかに1.3%にすぎない。

配偶者になると若干ことなつて72.2%が同一地区、16.4%他の同和地区から、一般地区からは11.0%となっている。これを見ても家族の移動性の少ないことがわかる。

さらに世帯主だけについて、出生後の移動を年齢別に示してみると、20才未満では移動の経験全くなく、30才未満となると9.4%、40才未満では30.6%で最高である。すなわち世帯主(多くは男性)は30~40才の間に若干の移動をしている。その理由は結婚による場合が多く22.4%で、次は就職の21.2%ぐらいである。

(4) 定着性

次に現住地への定着の意識を調べてみると、別表に示すように、25才未満では数が少ないが、移らないというのが80%、できるだけ転居したいのが20%である。比較的調査世帯数の多い40才未満についてみると59.0%は移動せず、今のところはやむを得ないのが26.1%、出来るだけ転居したいのが12.5%となっている。71才以上は100%移動できないことを回答している。

表3 現住地への定着意識

	25才未満	30才	40才	50才	60才	70才	71才以上
将来ともすむ	2 (40.0)	10 (52.6)	52 (59.0)	31 (47.6)	35 (56.4)	26 (60.5)	16 (100.0)
今のところここに 住む他はない	2 (40.0)	7 (36.8)	23 (26.1)	25 (38.4)	19 (30.6)	15 (34.9)	
できるだけ早く 転居したい	1 (20.0)	2 (10.5)	11 (12.5)	8 (12.3)	6 (9.7)	1 (2.3)	
近く転居する	0	0	2 (2.4)	1 (1.7)	2 (3.3)	1 (2.3)	
合計	5 (100.0)	19 (100.0)	88 (100.0)	65 (100.0)	62 (100.0)	43 (100.0)	16 (100.0)

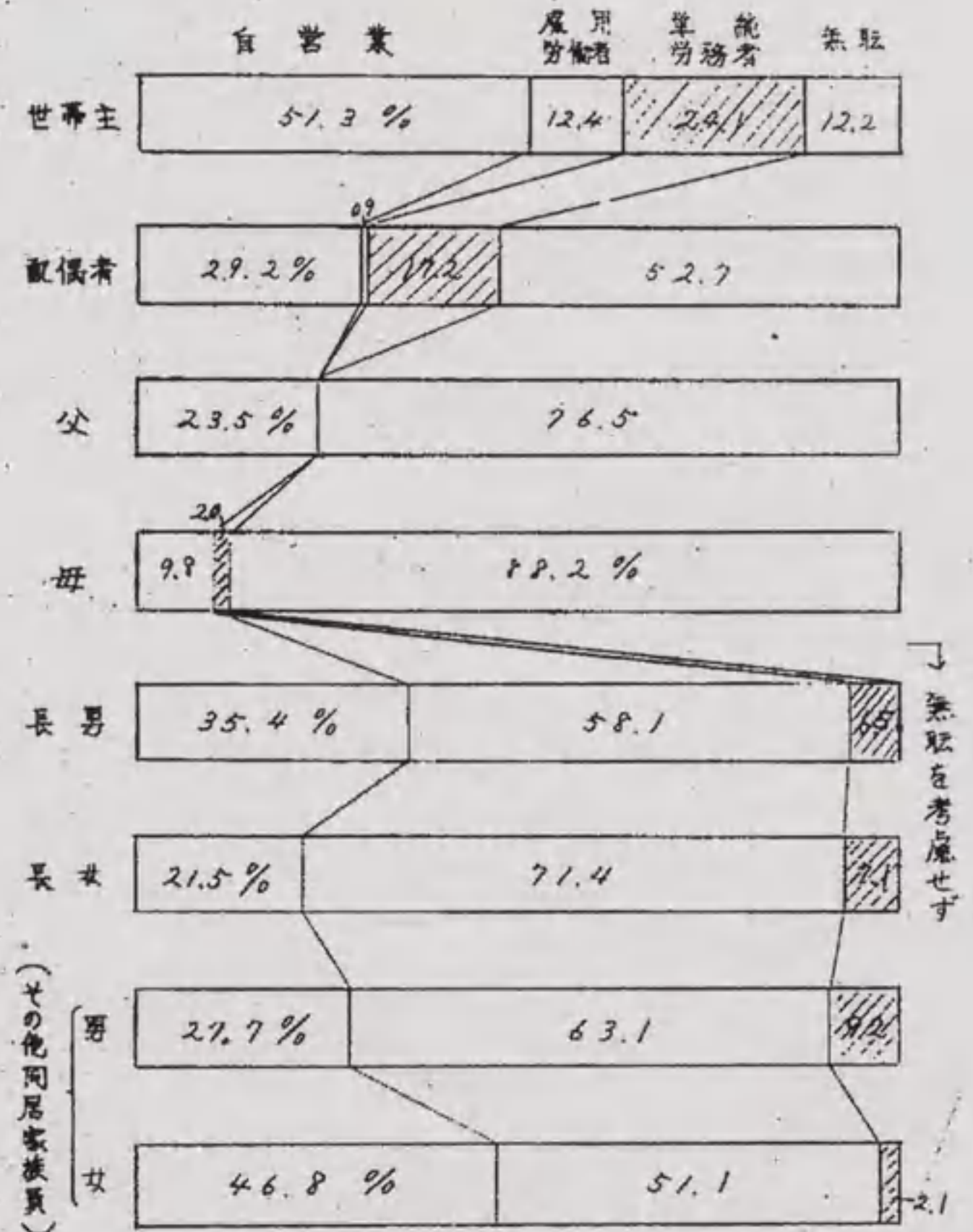
5. 転業と産業

(1) 転業の種類

転業をまず世帯主についてみると、自営業51.3%、雇用労働者12.4%、単独労働者24.1%、無転12.2%となっており、自営業のなかでは、農林業(主として農業)37.6%、あとはサービス業2.0%ぐらいのもので、大半は農業である。

これを配偶者で見ると、52.7%は無転であるのは当然としても、29.2%は自営業(うち農林業25.4%)、17.2%は単独労働者となっている。

図2 転業(同居家族員の場合)



これに対して、別居家族の取業は、長男についてみると、
55.5%は、技術系労務者で、5.6%は専務系の労務者、11.2%
は失対の労務者となっている。技術の向上によって住居の移
動も生じるという相関関係を示している。

(2) 転転と退転

これら世帯費についての転転をみると、過半数の55.8%が
転転をしていない。1回めものが28.0%、2回が8.6%、3回
が5.8%以下は問題とするに足りない。取業に関する限りはよ
かれあしかれ固定していることがわかる。

そこで転退転の理由をきいてみると、別表に示すように、失
業によるものがもっとも多くて25.8%、次が低賃金の19.5%
%、病気等によるもの14.3%等、いずれも、低所得階層へ
の転落の原因となっているのが注目される。

表4 退転の理由

		実 数	比 率
非 自 発 的 退 転	停 年 (老 衰)	0	
	失 業	31	25.8
自 発 的 退 転	低 賃 金	23	19.5
	傷 害・病 気	17	14.3
	事 業 (計 画)	3	2.5
	勧 誘	6	5.4
	事 業 継 承	10	8.3
	老 衰	3	2.4
	移 住	1	0.8
非 該 当		25	21.0
合 計		119	100.0

(3) 副業と出稼

一般に都市ことに大都市の低所得階層の地区では、副業の多
いのが特徴の一つであるが、この地区にはそれが少ない。家族
員別にみても、全部を通じて副業のあるものがわずか6.5%、
世帯主はやや多くて19.2%、配偶者は3.9%にすぎない。

さらに出稼もほとんどない。家族員全部を通して96.6%は
出稼がなく、わずかに世帯主だけをとれば、12.8%が出稼の
あることを答えている。これらは同和対策上とくに注目すべき
現象といえよう。

(4) 取業の態度

取業が一応定着的であることは既述の通りであるが、その取業は必ずしもすべてが将来性のあるものとは考えられない。そこで現取への執着の度合をみると、

イ、農漁業の大半、57.1%は将来とも仕事をつづけることを希望して、もっとも定着性がつよい。

ロ、農林業となると若干ちがってきて、58.9%はいまのところはつづける以外に途はないとして、消極的な態度を示している。

ハ、サービス業、事務系の労務者はいずれも定着性がつよいが、技術系労務者は失対単純労務者と共にやむをえず仕事をつづける態度が示されている。

全体を通じてみると、別表にもみられるように半数に近いものは、消極的に取業をつづけて行く態度があらわれている。

表5 取業別にみた現取への取業態度

		将来とも 続ける	いまのところ 続ける他はない	早くやめたい	やめる	非該当	合計
自 営 業	農 漁 業	4(57.1)	2(28.6)	1(14.3)			7(100.0)
	農 林 業	28(25.0)	66(58.9)	16(14.3)	1(0.9)	1(0.9)	112(100.0)
	製 造 業	1(50.0)	1(50.0)				2(100.0)
	商・サービス業	13(61.8)	7(33.4)	1(4.8)			21(100.0)
	その他の自営業	8(72.7)	3(27.3)				11(100.0)
雇 用 者	事務系労務者	22(88.0)	2(8.0)	1(4.0)			25(100.0)
	技術系労務者	4(33.4)	6(50.0)	1(8.3)	1(8.3)		12(100.0)
単 純 労 務 者	失 対	6(20.7)	20(69.0)	3(10.3)			29(100.0)
	一 般	5(13.2)	24(63.2)	8(21.0)	1(2.6)		38(100.0)
	そ の 他	1(20.0)	3(60.0)	1(20.0)			5(100.0)
無 取						36(100.0)	36(100.0)
非 該 当							
合 計		92(30.9)	134(45.0)	32(10.7)	3(1.0)	37(12.4)	298(100.0)

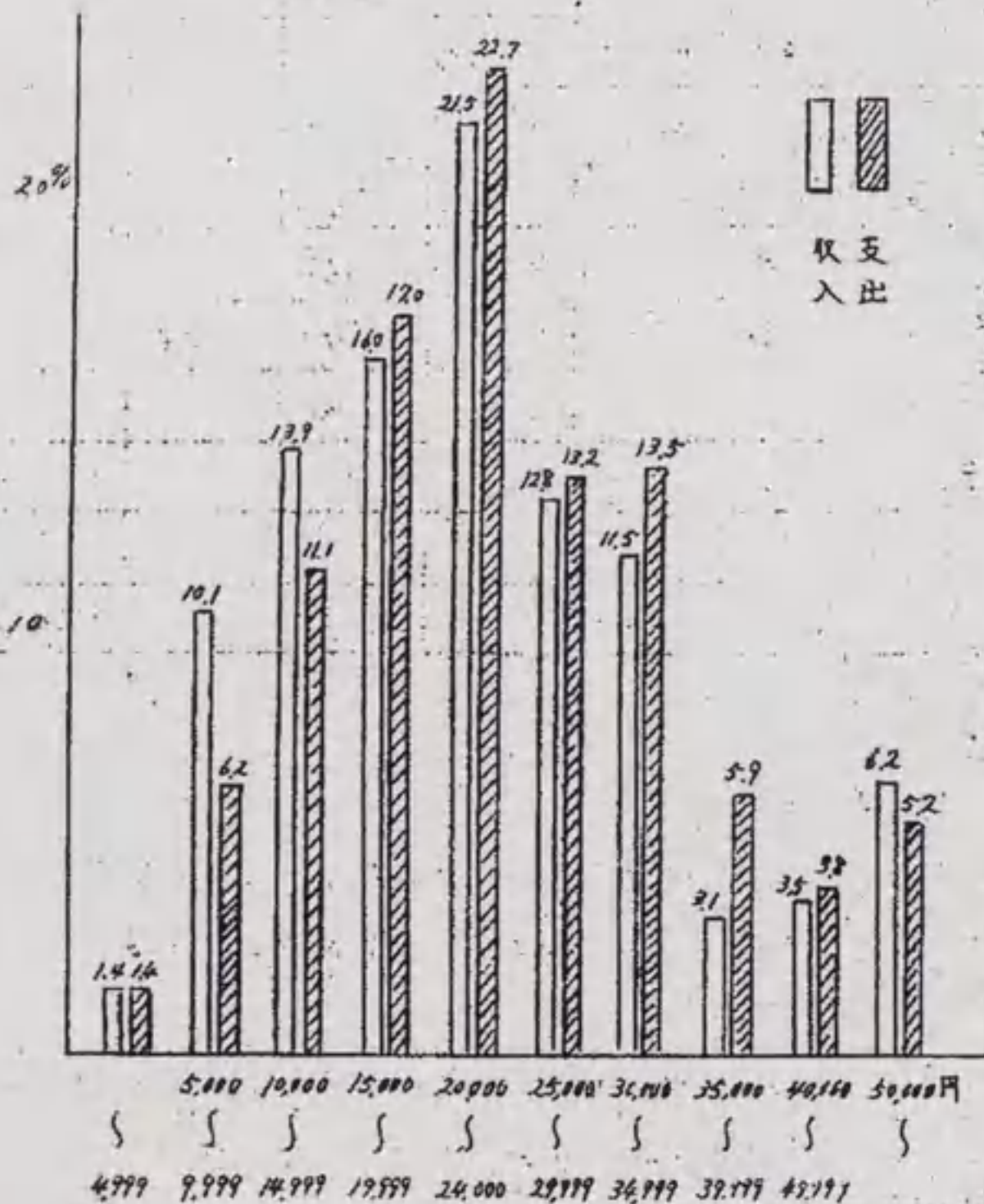
(5) 収入と支出

収入は、平均25,000円台のものがもっとも多く、21.5%を占めており、次が20,000円前後の16.0%、以下15,000円台と30,000円台とに分かれる。

支出は、別図にもみられるように、平均25,000円台が22.7%で、次が20,000円前後の17.0%、次が30,000円～

35,000 円台の13.5%前後となっている。以上の結果からみても、全体の収入が低いにもかかわらず、支出が多くなっていることはとくに注目すべき点である。

図 3 世帯員数別にみた収入と支出



以上のような収入、支出のアンバランスの原因をさぐる方法として農業機械の利用状態を調べてみると、ほとんどが、「貸借り」なのが目立っている。すなわち「動力耕うん機」は62.7%が各々貸借りしている。自己所有のもので比較的多いのは動力脱穀機だけである。いかに機械化がおくれているかがわかる。

(6) 土地利用と農産物

産業の主要なものは農業であるが、耕作面積からみると、一段歩か二段歩前後のものが多く、いわゆる三段百姓以上のものはわずかに20%以下にすぎない。

これを自作地と小作地に分けてみると、自作地の場合は、一段から二段歩が多いが、小作地となると、(10~19)畝が全体の44.0%で、二段歩以上のものは、ほとんどないといつてよい。いかに全体を通じて零細的であるかがわかる。

主な農産物は、米麦が57.6%、米のみが30.5%、米と野菜が4.6%、米その他が7.3%程度で、ほとんど米麦に依存している。

6. 生活の環境

(1) 建坪と住宅構造

建坪は、(10~30)坪のもので大部分が占められ、75%に達する。その他に(1~4)坪のものが7.4%(5~9)坪のものが12.4%もある。建物の構造は、91.4%までが昔

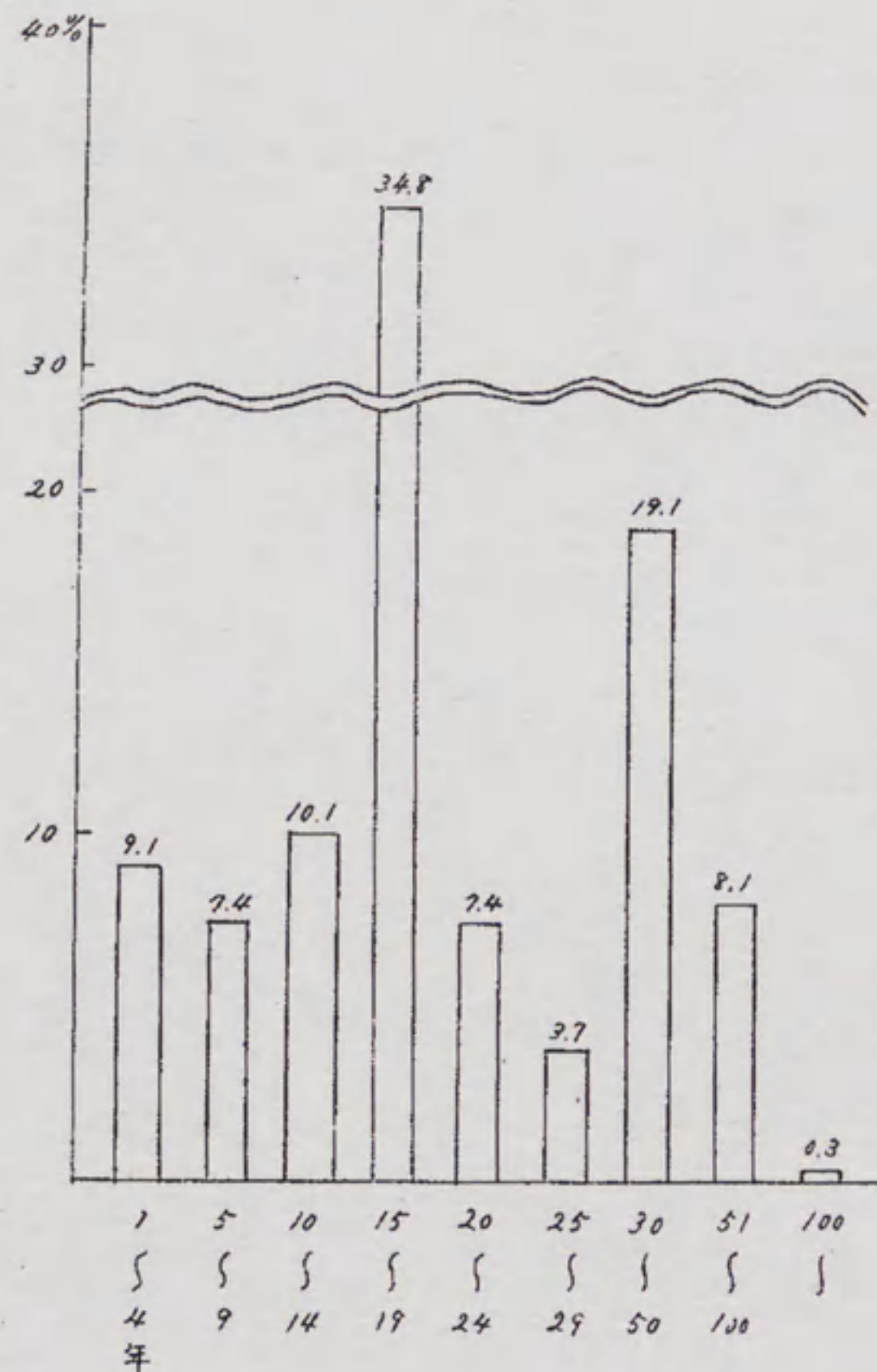
通木造であり、この他に2.0%の仮小屋があるのをみれば、それが一見してもスラムに近いものであることは否定できないであろう。

部屋数は(3~4)間のものが多く、合せて43.2%で過半数であるが、この地に一間住いが16.8%もあることが注目される。

畳数からみると、(11~20)畳が54.0%であり、上述のような建坪なり構造からすると、当然のことと推定される。

建築年数は、別図にみるように(15~19)年が34.8%であることは、いずれも終戦後の建築であることを意味している。さらに(30~50)年のものが19.1%あるが、これらは阿和地区としての古さを示す指標とみてよいであろう。

図々 建築年数



(2) 家賃と地代

宅地の所有関係からみると、81.5%は持地、あとの18.5%が借地であるから、土地の定着性はつよいわけである。したがって、地代を払うものは全体の2割以下であるが、全体の払うものは全体の2割以下であるが、全体の8.7%は借地でありながら「地代無料」であると書いている。しかし家賃となると無料はなく、平均して(2,000~3,000)円台がもっとも多い。

(3) 住宅設備の状況

住宅の設備自、水道等の指標によつてみると、水道のあるものは、10.0%で、90.9%までは井戸を使っている。便所は91.3%までであるが、風呂は77.9%、台所は84.3%、排水の比較的よいのが75.5%となっている。しかし同じ井戸でも21.4%は共用、風呂は67.1%が共用、便所も32.6%は共用であることには問題がふくまれている。住宅設備の中に「共用」的施設の多いことは、建物のスラム化現象を裏書するものでもある。

(4) 光熱利用と電灯

光熱の利用のうち、もっとも多いのがプロパンガスの81.2%、以下薪炭、電熱、石油コンロ、でガスは全熱使用されていない。

表 6 光熱利用状況

事 項	都市ガス	プロパンガス	石油コンロ	電 熱	薪 炭	その他
利用する		242 (81.2)	24 (8.1)	44 (14.8)	205 (68.8)	8 (2.7)
利用しない	298 (100.0)	56 (18.8)	274 (91.9)	254 (85.2)	93 (31.2)	290 (97.3)
合 計	298 (100.0)	298 (100.0)	298 (100.0)	298 (100.0)	298 (100.0)	298 (100.0)

電灯はこの種の住宅の構造の上からいって、共通なものが多いが、個数では、5灯が19.8%、次が1灯の18.5%、さらに4灯の15.8%、3灯の12.1%となっており、わずか1灯のものが2割近くもあることが注目される。

住宅の設備で、水道とガスがなく、電灯はあっても数が少ないということは、環境整備対策の入り遅れを明らかに示している。

7. 生活水準

(1) 収入とその形態

収入は、別国にもみられるように、2万円程度のものが多い。しかし、注目されるのは、標準とみられる2万円以下のものは、支出との間にバランスがとれている。それによつて、2万円以

上のものは、いずれも支出の方が多くなっている。これは、必ずしも実質的に収入と支出がアンバランスとはいえない。統計の扱いで収入全体の比率と支出全体の比率とを相互に関連なく集計したため、そのような結果がでたものと考えられる。しかし全体的には収入よりも支出が上まわる傾向のあることは推定できる。

これに対して収入の形態は、勤労収入によるもの、66.8%で大部分を占め、事業収入は、14.2%に対して生活保護によるものが、12.1%にも達しているのは、地域の貧しさを示してあまりがあると思われる。

図 5 世帯別の総収入総支出(月額)

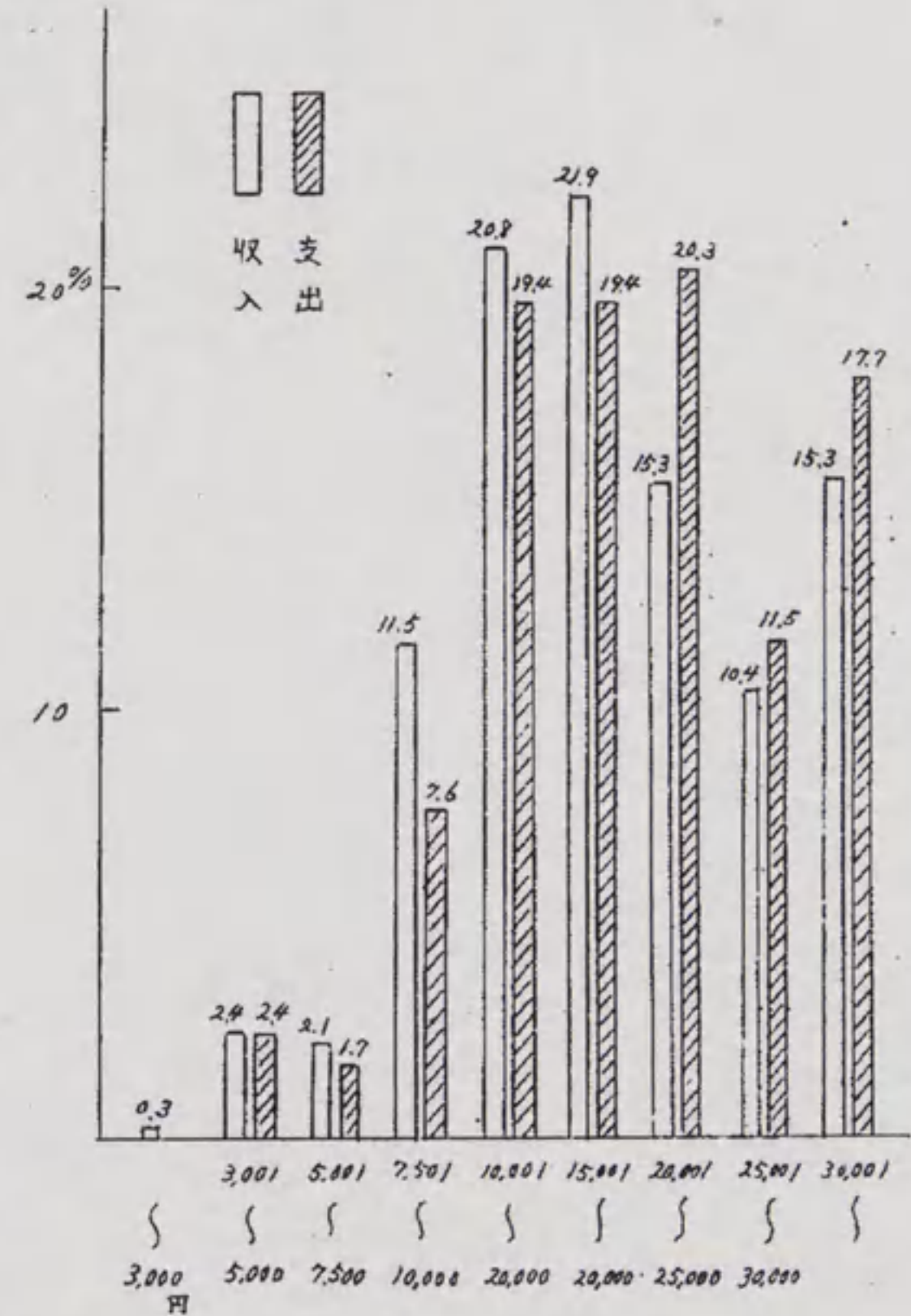
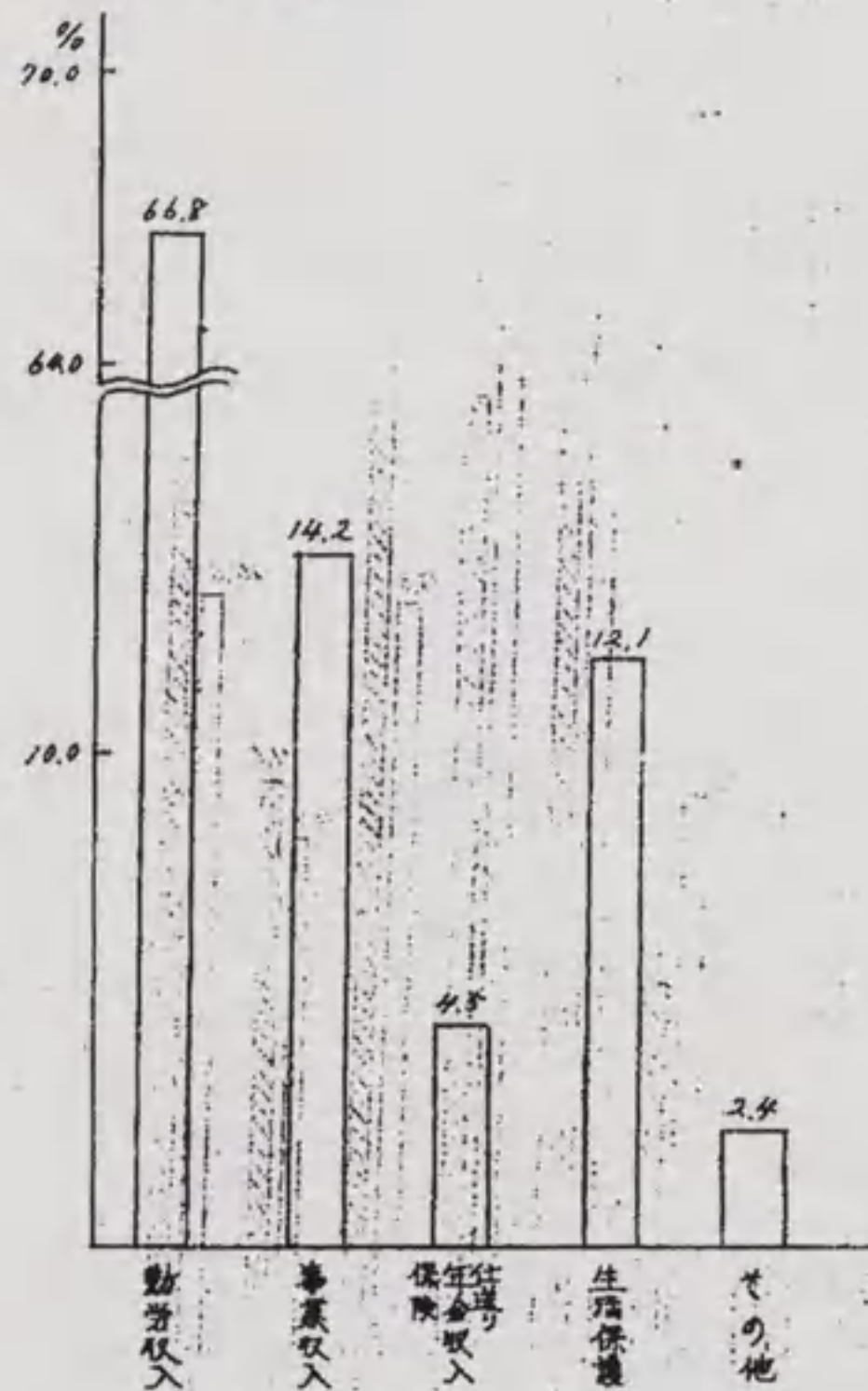


図6 収入形態



(2) エンゲル係数と耐久消費財

エンゲル係数(食費の全体支出に対する割合)は、別図にみられるように、支出の増加に伴って、変化を示している。す

なわち、月10,000円以下の支出のもの、50~60%の食べるだけのものが、12.0%もいることは、生活の貧しさを示してあまりある。支出月額3万円以上のものでも、24.3%は、71~80%の係数を示している。支出が増大すれば、係数は順当に変化すべきであるのが、幾分ジグザグなところに問題性がひそんでいる。

図7 エンゲル係数

支出月額	51~60%	61~70	71~80	81~90	91~100
~9,999	32.0	16.0	24.0	16.0	12.0
10,000~14,999	22.2	18.5	33.3	29.6	7.4
15,000~19,999	18.6	20.9	25.6	20.9	13.9
20,000~24,999	13.3	30.0	10.0	38.3	8.3
25,000~29,999	9.5	45.2	23.8	21.5	
30,000~	32.1	35.9	24.3	7.7	

耐久消費財のうちでもっとも保有率の多いのは自転車の70.2%、以下ミシン40.9%、自動炊飯器の36.9%、単車の31.5%、扇風機の28.8%、暖房器の27.5%で、もっとも少ないのは、電気洗濯機の12.1%、冷蔵庫の11.7%である。この傾向からみると、やはり低所得の勤労所得による生活であることが示される。

(3) マスゴミとの関係

マスゴミとのつながりは必ずしもよいとはいえない。新聞を定期にとっているものは67.5%で、30.2%は全然新聞をみていない。雑誌になるとさらに低調であって、わずかに14.1%が定期に購読しており、時々買うものは10.4%、75.5%は全く雑誌等に接していない。これに反してラジオ、テレビの普及率はかなり高い。ラジオをもっているものは、57.0%、テレビも同じような率の58.7%である。すなわち新聞と雑誌によるよりも、ラジオやテレビの視聴覚の方向に進んでいることは、このような地域であってもはっきりととらえられるようである。

(4) 生活保護

前述のように生活を公的扶助に依存しているものが12%以上もあるが、その内訳は、生活扶助をうけるものがもっとも多く、73世帯、次が教育扶助の43世帯以下住宅扶助の4、医

療扶助の5となっているが、このように住宅や医療の扶助の少ないことは、生活環境の整備の問題にとって、一つの課題をなげかけているように思う。

8. 教育状況

(1) 学校教育の概況

この地区には、田隈小学校と西福岡中学校が関係をもってくる。

イ、小学校は、児童総数 899 人であるが、そのうち地区の児童は、236 人、学年別の地区児童は、236 人、学年別の地区児童は、一年 39 人、二年 33 人、三人 44 人、四年 35 人、五年 48 人、六年 37 人となっており、全体を通じて、地区児童は、26% となっている。地区児童の家庭は全般に貧困であるために、教育にあまり期待をかけていない。貧困児童の多さは、昭和37年度に給食費の未納が10万円以上に達しているのをみてもわかる。

学校の成績は、上、中上に入る子は少なく、中、中下または下の占める率が高い。

ロ、中学校は生徒数：男 731 人、女 716 人、そのうち地区生徒数は、男 78 人、女 77 人で、地区の比率

は 10%、ただし、この地区以外のものの地区関係生徒を含めると、この中学校の 20% は、同和地区関係生徒を含めると、この中学校の 20% は、同和地区出身者で占められている。

生徒の成績は小学校とちがって、最近住居の分散度が高くなるにつれてトップクラスに属する生徒も出てきており、上位のものと最低のものと分かれるという、新しい傾向がみられる。これは同和問題のなかで、教育対策が大きな役割をもつ要因の一つとも考えられる。

この中学校卒業者は、多くの場合、大阪等への遠距離就職が多いのであるが、地区出身のものは必ずしも条件がよくないことで、現地就職者が多くなっている。すなわち、昭和 37 年度 416 人の卒業生のうち、進学は、318 人、就職者は、98 人となっているが、そのほとんど全員が、地区出身者であることが注目される。上級学校の進学についても一つのカベができていることは、教育対策上の問題点でもあろう。

(2) 家庭の教育に対する態度

上記のような進学の少ないことは、親の教育に対する態度も大きく影響している。それには親の学歴がものをいう。

すなわち、対象者のうち、90% 等までは小学校、高等小学校、新制中学校の出身者で、旧制中学、新制高校出身者は、男 13、女 11、旧制大学の出身者は男 2 人となっている。

したがって別表にみるように、子供を通学あるいは就職させるにしても、経済的な理由が大きな背景となっているのは否定できない。

表 7 通学・就取させる理由

理 由		男の子の場合	女の子の場合
就 取	経済的理由	26 (78.8)	27 (61.4)
	能力がない	3 (9.1)	2 (4.5)
	女子は進学しても 仕方がない		6 (12.8)
	一定の取を早くから 身につける	1 (3.0)	4 (9.1)
	本人の意志	2 (6.1)	1 (2.3)
	不 明 (記入してないもの)	1 (3.0)	4 (9.1)
通 学	子供の将来のため	64 (53.5)	47 (49.5)
	教養のため	32 (26.6)	20 (21.0)
	高校までは義務化され ている	8 (6.6)	8 (8.5)
	通学させるつもりでは あるが明確ではない	3 (2.5)	
	不 明 (記入してないもの)	13 (10.8)	20 (21.0)

七
外

9 生活福祉

ウ) 公的扶助

すでにかかれているように、生活保護を受けているものは、生計扶助だけで12.0%に達しているが、個別の扶助を加えると生活保護では15.4%が支給しており、福祉年金には4.7%、その他の臨時の公的給付は3.4%とあつている。

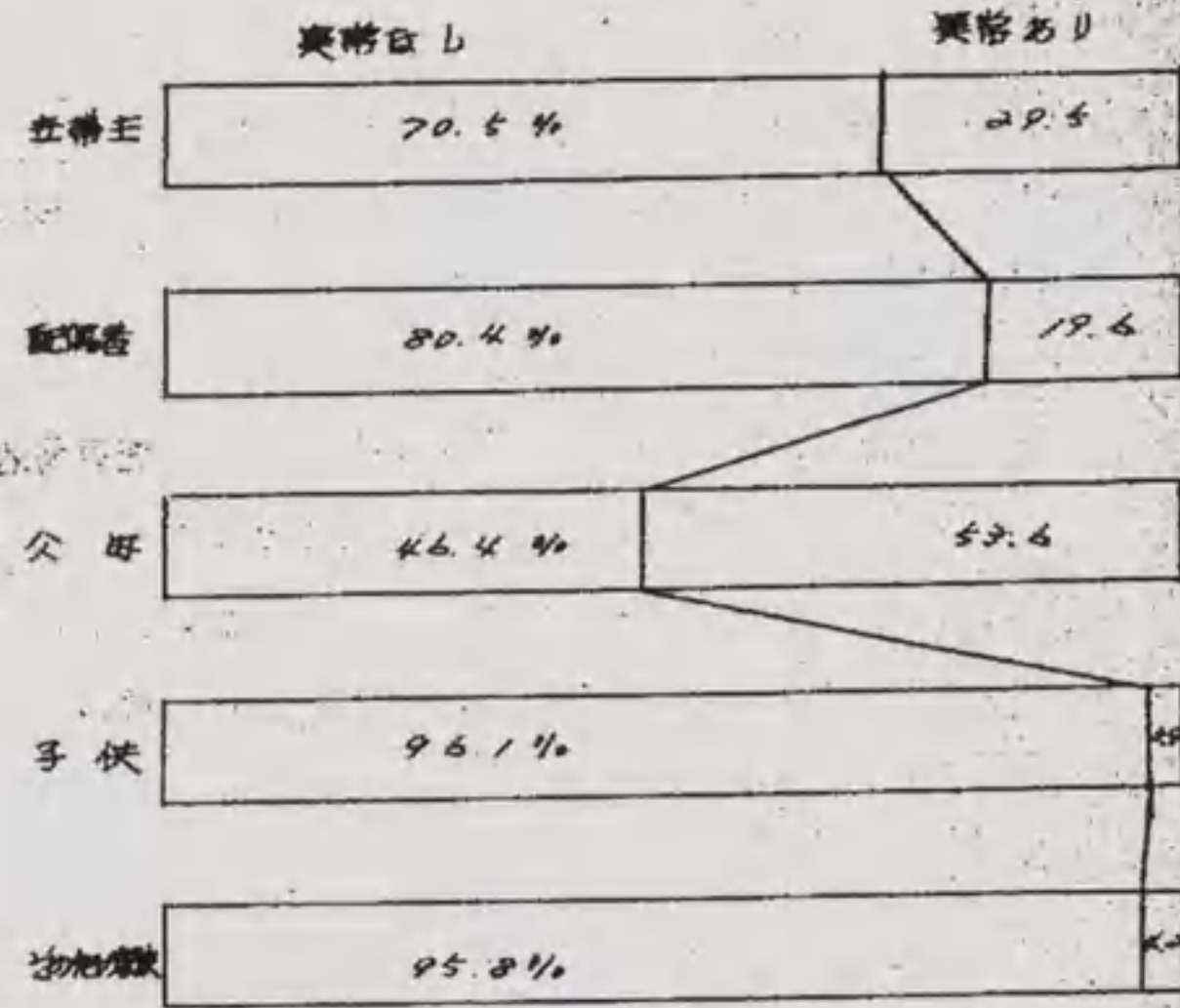
受給者を職業別にみると、生活保護では単純労働者の50%、福祉年金では渡杯・木産等の業務に従事する35.7%が多数を占めており、世帯の収入からみると、いずれの扶助も一人当り50,000円以下のものに90%が集中しているのは当然のことといえよう。

ウ) 心身状況

心身の状況は、別図のように世帯主について29.5%、配偶者については19.6%の要常が認められるが、世帯主(主として男性)、配偶者を通じての要常は胃疾、神経痛などが主として認められる。

世帯中の父母になると要常率は53.6%と高くなり、内容としては、神経痛、中風、高血圧などが多く指摘される、これに反して子供に比較的要常が少ない。

図 8 心身状況

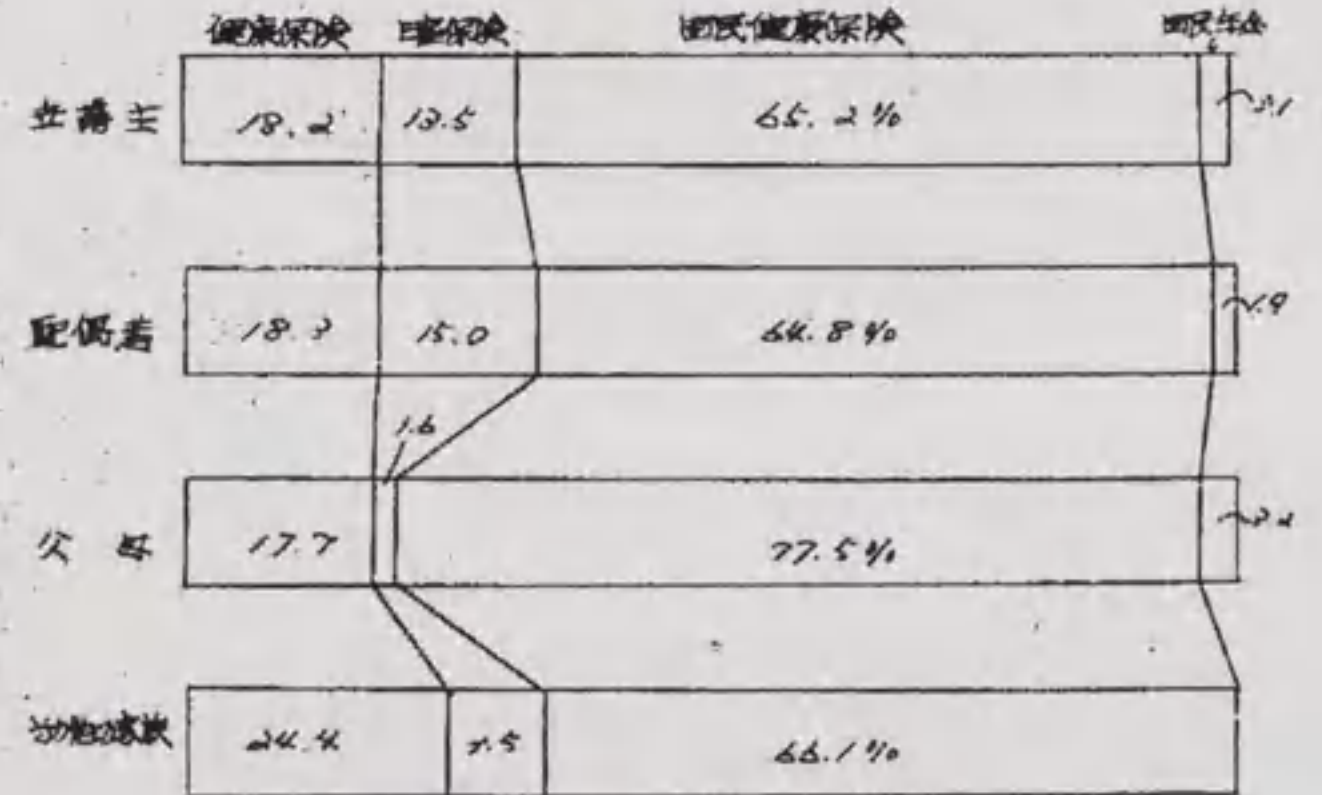


(3) 社会保険への加入

社会保険への加入は比較的普及している。とくに国民健康保険の普及度はかなりよく、別図にみるように、立務主は65.2%、配偶者は64.8%、父母は77.5%、その他の家族66.1%とされている。しかしなお、30%以上の非加入者のあるのは、職業関係の社会保険に加入しているものが若干ある結果である。すなわち、立務主および配偶者

についてみると、健康保険には各々18.0%、百歳保険には、15.0%前後が加入している。その他の家族のうち、健康保険の加入者が24.4%もあるのは、子供等が兼業で、周辺地域の職場で付いて加入しているものとみてよいであろう。

図 9 社会保険加入状況



(4) 地域福祉活動

地域福祉活動としての、保健福祉団体等の活動は、必ずしも活発ではない。具体的実例としては、高血圧検診・洞窟清掃・下水道掃除・浴場設置など、いわゆる新生活運動に類似するものがあるが、極めて消極的である。むしろ子供会や婦人会など文化活動に及するもの、または、農業講習・土地改良など生産的活動に及するものは若干認められる。

また地区内には「課」があり、調査対象289のうち9世帯だけが加入しており、必ずしも活発とはいえない。

生活環境の条件もあつて、火災保険や生命保険への加入度も必ずしも高いとはいえない。各々平均30%（火災保険27.9%、生命保険28.5%）前後であるが、生命保険の加入者のうち、24.4%は3世帯が対象となつていているのは注目されてよい。

(5) 公的福祉施設

地区内には、保養所、公民館、および個人経営であるが病院もあり、公共浴場もある。病院が個人経営であるために利用度は少ないが、他はかたよりよく利用されている。地区内では、公民館の成績がよいのか人がみて、児童公園、託児所等の早急の実現が要望されている。

婦人団体や子供会なども、これらの施設がもっと充実すれば、積極的な効果があがるといわれている。加えて不法住宅の改良も強く要望される条件の一つとなっている。

10. 住民意識

(1) 定住性と定着意識

同和問題の重要な課題は、国民全体が人権意識をもっと強く意識することであるが、同時に同和地区が全体社会と意識的にも、物質的にも平等なものであることである。地区の住民が生活条件や意識のために、その地区に固着しなければならぬのは問題である。

図10 家の現住地定着性

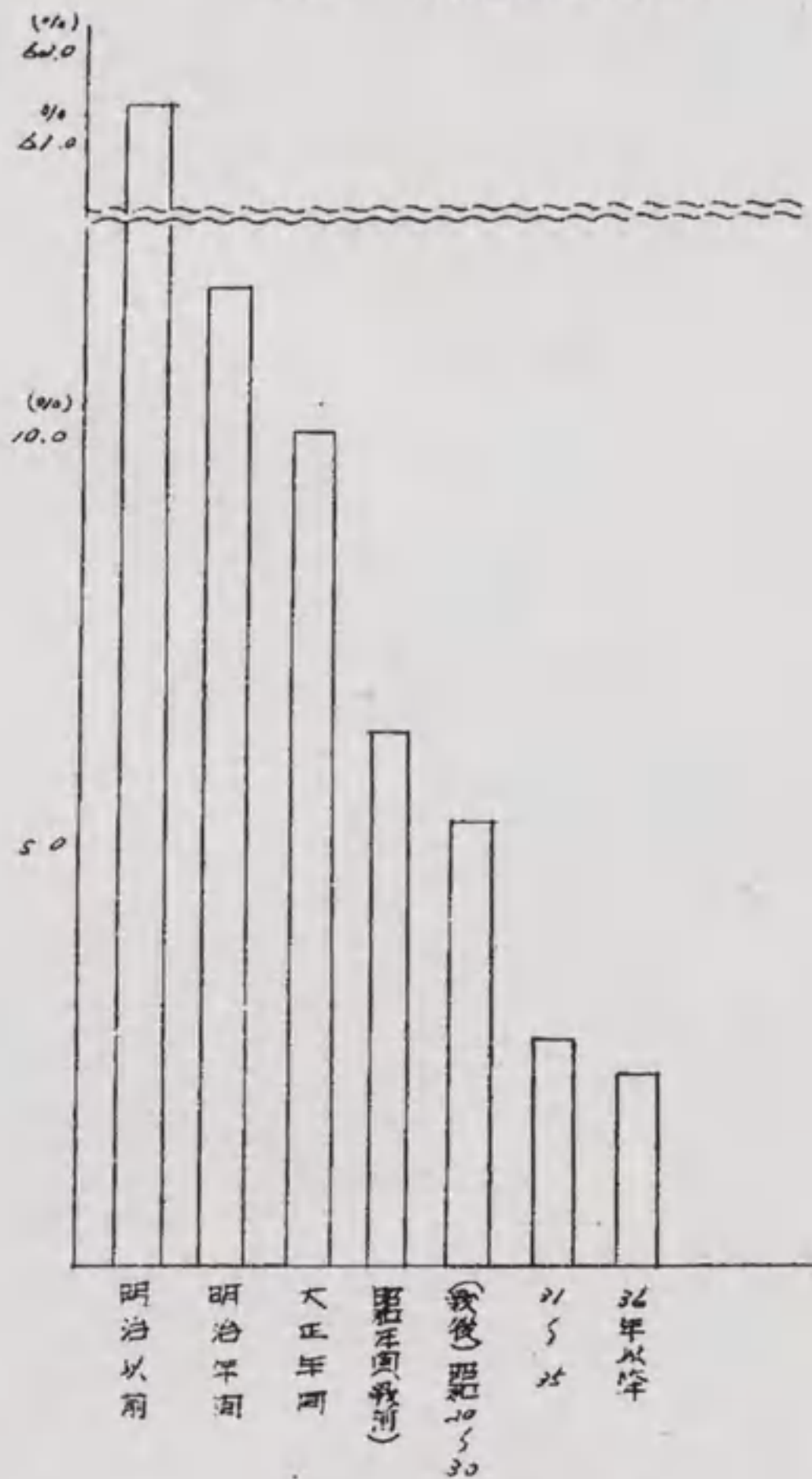
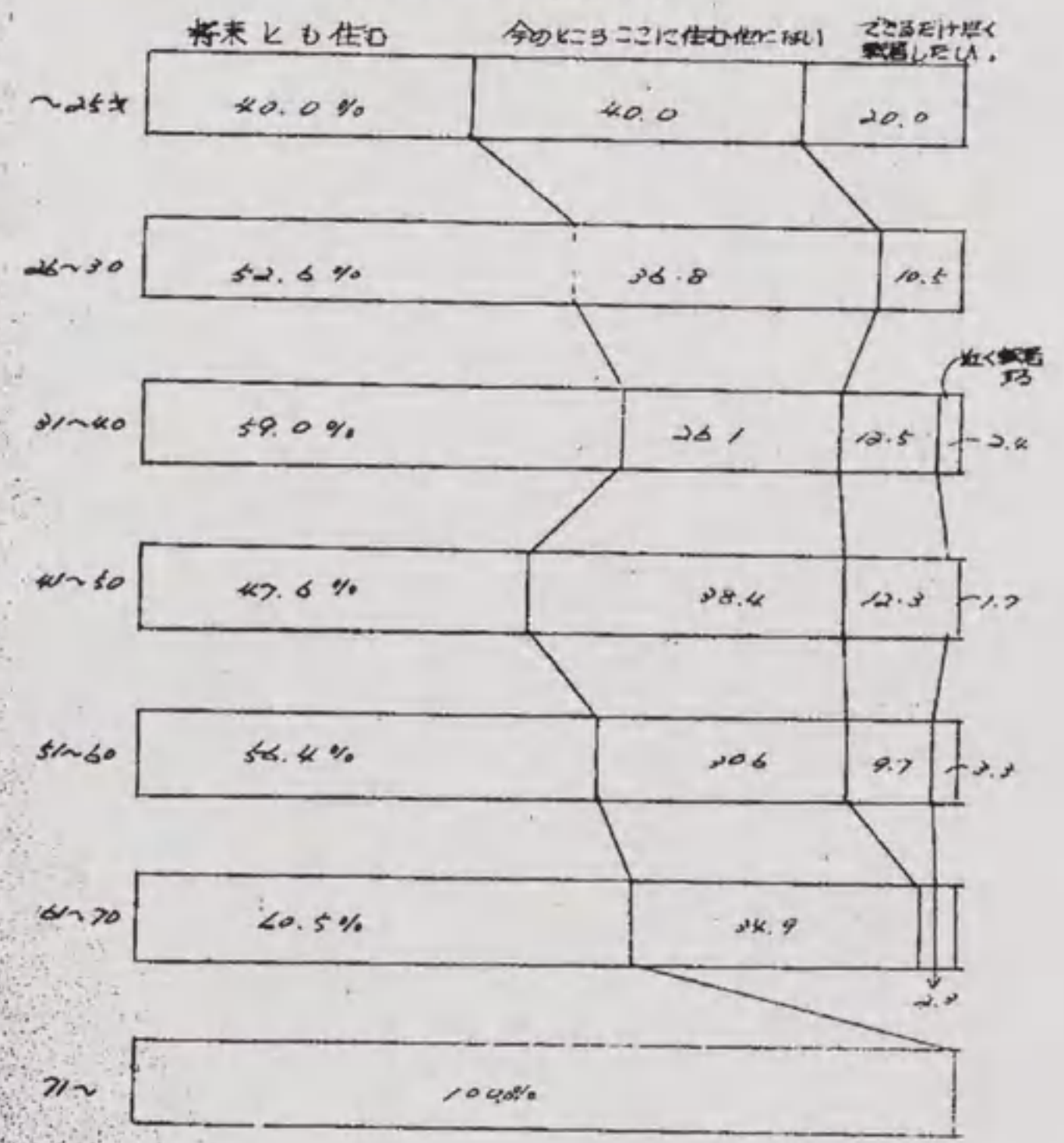


図10は、対象とされた世帯が、どのくらい長く地政に定着しているかを示しているが、62.0%までは明治以前(約100年前)からの居住であり、明治年間(約50年前)15%であるから、大多数は50年以上定着していることになる。戦後の移動は10%にすぎない。

図11

現住地への定着意欲



したがって図1にみられるように、これからの定着意識もかなり強く、調査対象を置いて、50%は永住を希望している。年齢別に見ると、70才以上のものは、転住の希望は全くないが、その他の年齢階層では30~40%が住むところが他にないからということに定着を答えているが、25才以下のものが20%も即時の転住を希望していることは極めて注目すべきである。

11 回答問題意識

(1) 人権意識

人権意識から守られているかどうかは、別表8にみるように、昭和地区内では結婚については守られているが、就業についてはむしろ問題がある。地区外では就業・結婚共に70%以上も守られていないことは、昭和問題対策の根本をなすものといえる。

以上の人権意識を、年齢別に見ると、若い世代ほど人権意識を守る傾向がはっきりと見られる。すなわち、結婚についてみると、かなり人権の守られているのが、20才未満60.5%、30才代43.7%、40才代41.6%、50才代41.9%と漸減の傾向をたどっている。就業については、逆の現象で、守られているのが、20才未満25.0%、以下28.8%、26.2%、24.2%等ではほとんど変化なく差

別表8をうけていることにもなる。

表8. 人権意識

事 項	(実 数)				(比 率)			
	昭和地区		一般地区		昭和地区		一般地区	
	就業	結婚	就業	結婚	就業	結婚	就業	結婚
かなり守られている	80	104	2	4	28.0	46.9	16.7	33.3
あまり守られていない	135	111	9	8	47.2	38.8	75.0	66.7
意識されていない	60	27	1	0	21.0	9.4	8.2	0
不 明	11	14	0	0	3.8	4.9	0	0
合 計	286	286	12	12	100.0	100.0	100.0	100.0

(2) 差別意識

差別の意識については、別表9にみるように、近隣づきあいが、あるいは結婚の場合けりつどもはつきりしてきている。人同肉保という、つまりつきあいの場で、自然に差別されることには問題がある。

表9 差別意識

差別意識	あり	なし	合計
近隣つきあい	43 (14.4)	255 (85.6)	298 (100.0)
PTAなどのつきあい	24 (8.0)	274 (92.0)	298 (100.0)
職業上のつきあい	26 (8.7)	272 (91.3)	298 (100.0)
友人知人とのつきあい	22 (7.4)	276 (92.6)	298 (100.0)
学校生活とのつきあい	43 (14.4)	255 (85.6)	298 (100.0)
職名について	7 (2.3)	291 (97.7)	298 (100.0)
進学について	7 (2.3)	291 (97.7)	298 (100.0)
就職について	20 (6.7)	278 (93.3)	298 (100.0)
結婚について	24 (8.0)	274 (92.0)	298 (100.0)

(2) 地区外の意識意識

(1) 被調査者の生活構成

生活意識は生活の構造によつて規定されることが多い。地区外の意識調査の対象になつたのは、わずかに44人である。したがつてこの結果で地区外の全部を推定する

ことはできない。回答総数44人のうち男子4、女10人で、男女を通じて29歳以下、40～50歳、60歳以上が大体各々すずつ配分されている。

居住年数は、男女を通じて30年～50年のものが多く、男子4人のうち3人は70年以上この地区に住んでいると答えている。交際圏数は、女子よりも男子に交際範囲が広いが、男子のうち3人は全然つきあひをしていない。交際の状況は、男女を通じて消極的であることが注目される。

ロ 差別の意識

まず地区外において差別の意識があつたか否いかについて、多少の差別を認めているもの男子24.5%、女子20%、逆に男子の55.5%は差別されていぬことを示している。

次に地区外で差別される理由は、別表10にみるように男の場合は多動が原因であることという具体的理由がいちばん多く注目されている。女の場合は、生活程度の低さが問題視されている。しかし男女共に「生まれがちがう」という条件によつて差別視されることは、教育的課題として見直すことはできない。

表 10. 差別の理由

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
人種がちがう	1		2.9	
生れがちがう	2	2	5.9	20.0
職業がちがう				
住むところがちがう	1	1	2.9	10.0
生活程度がひくい	1	2	2.9	20.0
年齢が相異なる	5	1	14.7	10.0
その他	7	2	20.7	20.0
非該当	17	2	50.0	20.0
合 計	34	10	100.0	100.0

このような地区外での差別の存在に対する被調査者の意見は、男女共に「間違っている」ことを指摘しているのは、平和問題が一般住民の意識に根を落していることを示すものである。これに対して「差別をなくすための意見」としては別表11のように、男女共に教育の向上が必要であるとのべているのは、対策上見逃せない事実である。また生活環境の改善をうながしていることも同じである。

解決の方法としては、住民の自主的解決と、国や市町村

団体の指導の要請とが、ほとんど半々である。男女のちがいは、男は自主的解決への努力を主とし、又は団体の指導の依頼的な手段に關心をよせている。

表 11. 差別をなくすための意見

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
生活環境をよくすること。	7	2	20.6	20.0
食糧をなくすること。	2	1	5.9	10.0
経済を豊かにすること。	3		8.8	
教育をたかめること。	10	2	29.4	20.0
人権を尊重すること。	5	2	14.7	20.0
その他	7	3	20.6	30.0
計	34	10	100.0	100.0

12. 同和行政

1) 概観

西陽地区の人口1761人(345世帯)、男892人、女868人、そのうち一般人口といわれるのは、わずかに11人で、混住率は0.6%にすぎない典型的な農村地区である。人口の増動も少なく、過去20年間にわずか200人が増加しているが、それも自然増にすぎない。青年層は近くの炭坑労働者や関西各都市への商売労働者として出稼がするが、ほとんどが帰郷、帰郷する。たまに優秀な青年が銀行や大企業などに就業しようとしても最後にははねられる。それでも青年の多くは一度は村を出て、やがては帰ってくる。だからこの地区での大企業への雇傭は重要視される。調査時現在で60人(32世帯)があり、男は一人一人当り47/円、女は45/円とされている。

2) 環境施設

道路は、ほとんど舗装がなく、下排水は一部を除き、大部分は不十分。し尿の大部分も藪地に直接還元される。水道はなく、ごく一部が自家水道をつけているが、大部分は井戸である。住居の大部分は老朽でいわゆる不良住宅である。

3) 行政への要望

多年にわたる生活環境のなかで、急激な変化を行政に望むことはあまり見当らない。若い世代によつての解放運動が真剣にくりあげられ、努力がつづいているが、地域全体の体制が、大きな伝統で定められているために、行政措置への依存性はかなり強い。しかし、いざ具体的にとなると必ずしもぼう大な経費を必要とするものでない。公民館等地区の人々が自由に集つて話し合いのできる場所が要望されていることはその一例である。

13. 調査を終えて

はじめに書いたように、今回の調査は、地区の人々に平素から親しみをもっている、福岡商業高等学校の林カ先生の指導によつて、九大ヒルメイトのグループの人々が直接調査に当たつたのである。調査に当たつての真剣な態度、深い同郷愛の現われはもつとも困難とされたこの地区の調査を立派に完成している。しかも林先生は調査に当たつた学生から多くの感想文を受けている、それらは学生の自然にほとぼしる愛郷から書かれたものであり、集録「同和地区実態調査を終えて」——昭和28年9月——は、そのまま貴重な資料となる。そこで以下にその極めて一部を集録して、この地区調査のまとめにかきたいと思う。(ただし標題は報告者がつけたものである。)

① 豊けさのなかの矛盾

外観は豊かな、そして平和な田舎地帯と感ぜられるこの地域であるが、一たんその中に入ると食困という厳しい現実の嵐が吹きすさび、その中で人々はあえぎあえぎ生活しているのだ。明日の生活の糧をいかにして求めるかということに彼等の君えるべき唯一のことであるといつてもいいすぎではない。わずかに〜3反の田が、1日300円〜400円の給料である天対事業が彼等の生活を維持するものなのだ。だが、これにしても一家の食料を維持することが精一杯で、一紙にいわれている楽しみなんていうものはほとんどないのである。このように1日1日の生活にあくせくするためだろう。生活に疲れ切つて今は犠牲で何とか生きて、それがついに生活無能力という結果を生み出していると考えられる。またこの生活無能力なるが故に食困を生み出している。この食困！無能力！食困………の悪循環の原因は彼等が部落民であるが故であり、またこの制度を現在も維持せざるをえないこの資本主義社会の矛盾の故なのである。

② 多すぎる生活要求

生活要求についても「ありません」といわれた所が多かったのであるが、本当はないのではなく、多すぎたというのが面倒なのでそういつたのである。生活状況に對して一例

とどるならば、テレビ、新風族の存在有無を聞いて何になるのか疑問だつた。なぜならもしテレビがあるからといって、文化的生活をしているのだらうという結果を出すとしたらそれは大きな誤りであつて、学校もロクに行けなかつた人々にとつてはテレビだけがいろいろな知識の吸収源であるという考え方がより正しいと思う。

③ 田からの援助

田からの援助は必要だが、生活保護の様態のみで終らぬ様にしてもらいたい。生保家庭の一般的傾向として、これをとつていけばどうにか食つていけるのだと現在の生活に甘んじて将来に対する積極的な意欲が見受けられない傾向がある。これ以上の生活向上をするには、とにかく自分で商売を始めようかしたいという家庭でも、商売を始めるともその資金がないし、野菜に精を出して立ち退くにもその基礎となる土地がわずかしかなかったりで、食べていく位の収穫があるのみである。

子供のいるたいてい家庭では、自分達の苦しみを子供達に二度と味わわせたくないので子供には古い教育を受けさせたいとこのことがあるが、高等学校以上に行くのにも金がかかるし、どうせいやれないので、できれば行かせたいが、しかたがないから就職させるという家庭が多い。こういう家庭に対して、いたづらに彼らの無能力を認めよう

ものかどうか。いつまでい難が責められるべきなのか。國の援助もこういう点を考慮してもつと教育方向にも積極的な援助をなすべきである。

(4) 食しきの差別

差別問題を考えでみると、ほとんどの家庭で“もうない”といわれたが、はたしてそうだろうか。もちろん表面上の言葉、ふるまいなどからの差別は少なくなつてきているとは思えない。結婚などはやはり問題があるにしろ、しかし彼等が食しいということももう差別の表われじやないだろうか。そして食しい人は部落の人に限られたことではない。

“西脇はほんといふ所です。他の所に行こうなんて考えたこともありません” 足利かに住んでいる人達にとつて、その土地が住みいい所だというのは幸福な事かもしれない。でもそれだけで済まされる問題ではないと思う。

(5) ニつのグループ

たとえば給料一万円どここの安月給取りであつても生活は一応安定しているといわれる給料生活者の家庭。このグループと、また、失村、日産、臨時工員等これらのグループとは明らかに差があつた。前者の保守的なこと、自分たちだけの家庭がよければ他人はどうを構はまわらないというよう、小市民的、閉戸の中のかわずかな考え方の持ち主がほとんど

多いこと。差別問題についても「ない! ない!」の一点張り。「でも実際問題として、隣の非部落との結婚は皆無に近いでしょう?」と私がいうと「いや、このごろではとれませんが」とよく口づけてきましたよ。戦前はひどかつたのですが」という答え。後者のグループにも、どうにもできないほど狭き門で、その田舎の田舎どうにか暮らせるだけで結構!。余分な生活は望まないというふうな人達がたくさんいたけれどもしかし大部分現在の生活に大いに不満を持ち、なんとかして生活向上、子供の教育向上を成しとげたいと必死で、! その必死さ、差別こそが私にもひしひしと感じられてくる! が人ばつていた。

(6) 解放の途

「腹たすを起すな」式ではいつまでたつても、實の解放は生まれないので、部落の住民が、いうように、「差別をなくするためには、まず自分たちの生活程度を向上させ、教育をつみ、子供の教育程度を高め、どんなにすぐれた吾等をこの部落から出していこう」という考え方。どうしたら、その生活程度というものがよくなるか、現在のままで差別されていたら、どうして、なおなおよくなるかと思つたが、!。!。つまり差別の再生産である! なるほどもつともは思案である。とにかく、私はこの調査を通じて、改めて部落の現実を再認

(50)

激し、解放運動の必要性を大いに感じた。

